

Title	中国の経済近代化と体制改革
Sub Title	Economic modernization and system reforms in China
Author	唐木, 囿和
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1991
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.83, No. 特別号-II (1991. 3) ,p.58- 71
JaLC DOI	10.14991/001.19910301-0058
Abstract	
Notes	矢内原勝教授退任記念論文集：発展途上経済：アフリカ・アジア 訂正あり
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19910301-0058

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中国の経済近代化と体制改革

唐 木 圀 和

序

1989年後半から90年初頭にかけて、マルクス・レーニン主義を基盤とする旧政権が東欧諸国において相次いで崩壊し、政治体制の変革がおこなわれた。憲法から、「党の指導的役割」という項目が削除され、複数政党の存在が認められるとともに、多くの国で国号から「社会主義」という言葉が削除された。

東欧に続いてソ連も、90年2月、「人道的で民主的な社会主義」を標榜して憲法から党の指導的役割の規定を削除すると共に、大統領制の導入を決めた。一方、経済面では、「調整的市場経済」への移行が打ち出され、90年10月、ソ連最高会議は、市場経済への移行案を採択し、ここに計画経済体制は大きく変革されることになった。

このような政治・経済体制の変革のなかにあつて、中国は相変わらず共産党の指導的役割を絶対的なものとしている。だが他面、経済近代化を目標とした経済体制の改革は、かなり進んでいる。いづれにせよ、マルクス・レーニン主義に基づく政党に指導された政治・経済体制が、中国を含め、現在、大きな転機を迎えていることは事実である。指令的計画経済という形の旧来の社会主義経済体制はなぜ行き詰まり、市場経済を導入する方向へ、改革せざるを得なくなったのであろうか。その理由について、技術革新との関連に着目する必要があることを指摘するのが本稿の第1の目的である。

ところで、中国は1949年10月の建国以来、社会主義体制の確立と経済建設という、政治、経済の両目標に取り組んできた。第1次5ヶ年計画（1953-57年）の終わる年までに、生産手段の公有化をはじめとする社会主義経済体制への再編を基本的に完了した。その後、大躍進政策（1958-61年）の失敗による経済危機後の調整期（1962-65年）には、農民が自家用農産物や副業品を販売することが許された。しかし建国以来中国は基本的には、中央集権型計画経済か、または分権といっても中ソ対立（1958年）後中央の統一計画のもとに、東北、華北、華東、華中、華南、西北、西南にそれぞれ自己完結的な工業体系を建設しようとするなど、対内的には計画による資源配分、対外的には「自力更生」というスローガンの下に閉鎖的な対外経済政策を取り続けた。

対外政策の転換は、1971年8月、ニクソン米大統領の訪中発表を機に始まり、以来西側諸国との貿易が拡大した。一方、経済近代化については、1975年1月、周恩来首相が「四つの現代化」（工

業・農業・軍事・科学技術)を再提唱した。そして、1978年12月、中国共産党第11期第3回中央委員会総会(3中全会)で、体制改革・対外開放の路線が確定して以降、今回の「天安門事件」(1989年6月)のような政治面の問題をはらみながらも、経済面では、改革・開放へ向けて進んでいる。その路線は、経済近代化の視点から中国にとって正しいものなのだろうか。この点を、最も革新的な内容を含む1987年の党13回全国代表大会の決議を中心に考察することが、本稿の第2の目的である。

1. 経済近代化と社会主義計画経済

近代化とは何かという明快な定義は見あたらない。しかし現実には、M. ウィーナーが述べているように、多くの発展途上国が、「ヨーロッパやアメリカがかつて経験した⁽¹⁾ことのある、しかも多くの小さな変化の単なる集積以上の変化の包括的プロセスを今日経験しつつある」。近代化は、個人の態度、社会行動、経済、政治などにおけるこのような多くの変化が相互に関連しあった包括的概念であるがとりわけ、近代的科学との関連は不可欠であろう。サイモン・クズネツは近代的経済成長の顕著な特徴として、科学に基礎を置く技術とそれを利用するのに必要な広い視野の存在をあげている。また、日本の近代化を研究したJ. ホールは、近代化の7つの基準の第一に、「個人が⁽²⁾環境に対して、非宗教的かつ科学的に対応していく志向を強めるような、読み書き能力の普及」をあげ、近代化にとって科学思想の普及が重要であることを説いている⁽³⁾。

近代的科学思想は主としてヨーロッパで発達し、また近代的技術の生産過程への適用は、イギリスの産業革命において広範に始められた。その事実からみて、近代的科学思想を生みだす精神的風土や、発明・発見、生産過程への技術の適用を促進するメカニズムが、これら地域に存在していたはずである。そのメカニズムは、市場の発達や株式会社制度の成立と深く結びついていた。それならば、経済近代化は、中国のような社会主義経済体制の下では、なしえないのであろうか。

速水融教授は、18世紀末のイギリスの自生的な産業革命の過程を「経験的近代化」とよんでいる。それは「政治指導者によって指導されたものでもなければ、他国からの衝撃によるものでもなかった」。一方、後続するその他諸国の産業革命は、「少くともその最初の局面においては、それが近代化を意識し、未成熟な部分を補強しながら指導者によって遂行された」ということから、「意識的近代化」と名付けている⁽⁴⁾。この定義にしたがえば、計画経済の下で国営企業を主体とした経済運営をおこなう従来の社会主義体制の下での近代化は、意識的近代化の一形態としてとらえることが可

注(1) Myron Weiner ed., *Modernization—The Dynamics of Growth* Basic Books, Inc., 1966 (マイロン・ウィーナー編著, 上林良一, 竹前栄治訳『近代化の理論』, 法政大学出版局, 1968年)序文参照。

(2) Simon Kuznets, *Modern Economic Growth*, Yale University Press, 1966, pp. 15.

(3) J. W. Hall, "Chaging Conceptions of the Modernization of Japan", (M. B. Jansen, *Changing Japanese Attitudes toward Modernization*, Princeton University Press, 1965, pp. 43~89). また, 拙稿「後進国経済近代化論の成立とその背景」, 『三田商学研究』16巻1号, 1973年, 参照。

(4) 速水融「経験的近代化と意識的近代化」, 矢内原勝編『近代化の条件』, ダイヤモンド社, 1970年, 第1章。

能であろう。社会主義体制においても、政策目標として近代化を設定し、その実現にむけて諸政策が実施されるならば、近代化への可能性は存在するといえよう。

しかしそれは可能性であって、意識的近代化を成功させるためには、次のことを考慮する必要がある。氏が指摘するように、西欧でも日本でも「近代化の準備過程は経験的におこなわれた」のである。すなわち、西欧や日本は、発展の初期条件においてある程度の経済的余剰が存在していた。準備過程における経験的的局面の上に意識的的局面は継続的に起こり、再度、経験的的局面に引き継がれていったのである。

東欧、ソ連、中国などは、社会主義革命を行なうと同時に、経済建設に取り組んだ。社会主義国の建国のために、いわば、意識的近代化を開始したといえよう。経済近代化を政策目標とした場合、発展の初期条件はこれら諸国でも様々であり、発展の程度に応じて、最適な経済管理体制が存在したはずである。すなわち、市場が未発達で、民間における経済余剰の蓄積の少ない経済では、国家が強制的に生産要素を自己の管理下に置き、計画的に配分することに合理性があるかも知れない。他方、蓄積がある程度存在している場合には、市場機構を基本におき、それを誘導していく方法もあるはずである。

ところが、ソ連の政治的・軍事的影響の下に第2次大戦後に成立した社会主義国は、影響力の圧倒的な強さゆえに、画一的な中央集権型計画経済を採用せざるを得なかった。ところが東欧諸国では、19世紀後半から20世紀初頭にかけて農業の急速な発展の結果、経済余剰が存在していた⁽⁵⁾。このような国々が意識的近代化を「再度の経験的近代化」へ継ぐためには、社会主義革命の直後からすでに、経済管理体制を市場機構を活用するものへと改革する必要性があったとさえいえよう。

しかし、社会主義的計画経済体制の改革は政治的に容易なことではない。改革路線が正統な社会主義の理念に反するという批判が、寄せられるのが常であって、そのことが合理的な経済体制への変革をはばむのである。したがって政治路線を定着させるためには、社会主義の定義自体や歴史段階の認識の変革まで含めた、思想の変革が必要となる。その上で、政治闘争に勝利して、はじめて、経済改革を軌道にのせることができるのである。

体制改革を行なうとして、では、経済体制の理念型には、どのようなものがあり、社会主義経済体制はどの型に属するのだろうか。

A. エクスタインは、経済体制モデルを三種類に分けて⁽⁶⁾いる。

第一は、純粋市場経済 (pure market economy) であり、そこでは、(1)資源配分は消費者の選好によって支配され、(2)配分過程は価格機構を通じて行なわれ、(3)この過程は、財の生産者 (一般に企業) は利潤、各生産要素の所有者は賃金、利子、地代などの報酬を得るといった物質的刺激を基礎と

注(5) Iván T. Berend and György Ránki, *Economic Development in East-Central Europe in the 19th and 20th Centuries*, Columbia University Press, 1974 (I. T. ベレンド, G. ラーンキ共著, 南塚信吾監訳『東欧経済史』, 中央大学出版部, 1978年) Chap. 2 (第2章) 参照。

(6) Alexander Eckstein, *China's Economic Revolution*, Cambridge University Press, 1977. (A. エクスタイン著, 石川滋監訳『中国の経済革命』, 東京大学出版会, 1980年) Chap. 2-3(第2章3節)参照。

している。すなわち、消費者の選好を市場価格を通じて知り、一方、生産要素の相対価格に従って、生産要素の組み合わせ方を考え（技術選択）、その上で、それぞれの購入量を決定する。また、将来にわたっての利潤最大化を図る場合には、予想収益率とコストを比較考量して、投資額や投資先を決めるのである。消費者と生産者が多数居り、各々が価格を指標として、分権的な意思決定を行なうのが、この体制であり、市場と競争双方の利点を兼ね備えているのが、このモデルの特長といえよう。

第二は、市場社会主義（market socialism）のモデルである。そこでは、(1)すべての企業と生産手段は公的に所有され、(2)計画当局の選好が優先するが、(3)資源の実際の配分はなお価格体系に任せられており、資源配分の組合せについての計画当局の決定は市場機構を通じて実施され、そして、(4)その実施は物質的刺激および大きな格差のある報酬制度になお基づいている。純粹市場経済とちがって、この体制では、計画当局が望ましい貯蓄と投資率そしてそれに見合った利率を決定する。

第3は、指令経済体制（command-economy system）あるいは官僚的資源配分システム（bureaucratic resource-allocation system）と呼ばれるモデルである。この制度は、(1)計画当局の選択により、(2)資源配分が、物的計画化の過程、つまり価格機構や市場を通じてではなく、行政的、官僚的方法で財や生産要素を配分することによって行なわれる。その配分過程は強制的にか、または行動主体に理想主義の意識をもたせることによって行なわれることになる。この体制の下では、計画当局は、消費財、資本財、サービスの望ましい品目表をまとめねばならず、またそれを生産するために使用される生産要素の組み合わせ方や投入量を決定しなければならない。この表を参考に財の生産や要素配分がおこなわれるが、生産要素、とくに労働は労働者に対する理想主義的教育に失敗した場合、その意思に反して強制的に配分されることになる。そのような場合に、労働者は果して自己の仕事に打ち込めようか。

これら三つのモデルのうち、社会主義経済に属するものは第2と第3である。改革の方向としては、経済水準が上昇するにつれ、第3のモデルから第2のモデルへと移行することが、歴史的趨勢であり、それはまた、限られた範囲とはいえ消費財を選択する自由が消費者に与えられるという点で進歩であるといえよう。しかし、このモデルにも、消費財価格と生産拡大のための投資との連動が保証されていないという難点がある。したがって、中国が経済近代化を実現するために最適な体制は、さらに別なものかも知れないのである。

経済合理性という点で、第2のモデルもまた受け入れ難いということは、小泉信三によって生産財を当局が配分するという厳密な形のものに関して、夙に指摘された。その所論は次の通りである。

社会主義社会においては消費財の売買が行われるとしても、生産財はすべて公有に属し、したがってその売買は行われず、市場価格もあり得ぬはずであるから、生産費を比較することができない。ゆえに、合理的生産は不可能になる⁽⁷⁾という。

同意できる批判であり、資源配分の観点からみて、純粹市場経済という第1のモデルを基本とす

注（7） 小泉信三『共産主義批判の常識』、新潮社、1949年、67-94頁参照。

るものの方がまさっているといえよう。ただし、生産要素の自由な移動を妨げるような制度、独占、外部効果、等々が存在する場合には、「市場の失敗」を補うため、次善の状態をもたらすために、政府の介入の余地があることは周知の事実である。といっても、最初から生産手段の価格が成立していないよりも、市場を基本とし、市場の歪みを除去しうる可能性を残したモデルの方が、資源配分の改善のためには、より望ましい形であると考えられよう。次に資源配分の面にとどまらず、もう一つの観点である経済体制と技術革新について取り上げよう。

2. 体制改革と技術革新

第2次世界大戦後、社会主義経済圏が成立し、社会主義と資本主義の両経済体制間で、経済復興および経済成長の競争が始まった。資本主義諸国は、国内的には、戦時中に拡大した政府の直接統制を縮小し市場経済の再建を図り、国際的には、貿易・為替の自由化をアメリカ合衆国の主導するGATT（関税および貿易に関する一般協定）およびIMF（国際通貨基金）を中心に推進した。一方、社会主義諸国は、ソ連の主導の下、COMECON（経済相互援助会議）を設立（1949年1月）し、社会主義圏内貿易や経済協力を促進するために国民経済計画の相互調整を図りつつ、各国の経済計画によって資源を基本的には政府が管理した。そして、重工業中心の経済成長政策を採った。

1950年代において社会主義諸国の成長はめざましかったが60年代に入ると、成長率鈍化のきざし（⁸）がみられた。一方、資本主義諸国は、1958年12月の西欧主要諸国の非居住者勘定（外国人の保有する本国通貨）についてドルへの交換性を回復した。これは、戦後の世界経済における極度のドル不足の解消と、各国の貿易・為替の自由化の始まりを画する出来事であった。

社会主義諸国の代表であるソ連の成長は、生産要素の投入一単位当りの産出の増加に依存するよりも、むしろ労働と資本ストックの拡大に依存するものであった。低生産性の原因は、労働から資本への代替が困難なことや、労働者の意欲の低下にもとめられる（⁹）。硬直した経済体制が、これらの大きな原因になっている。すなわち、生産要素の価格がその限界価値生産性を反映していない体制下では、労働に見合った報酬が得られない。また技術革新については、投資は、その部門の利潤から自己の意思決定によってなされるのではなく、計画当局者が定める優先順位によって行われるため、革新への誘因が乏しい。これらの理由で、ソ連のような社会主義体制のもとでは、指示されたノルマの達成のみに力が注がれ、製品の質的改善がなされないままに終わってしまうのである。

これに対し、市場経済の再建を進めた資本主義諸国は、消費者主権に基礎を置く市場の需要の動向によって製品の売れ行きが決まるため、新製品、新生産技術、新販路、新原材料仕入先などに関

注（8） 鈴木重靖『現代社会主義貿易論』、有斐閣、2～4頁。

（9） P. R. Gregory and R. C. Stuart, *Soviet Economic Structure and Performance*, 3rd. ed., Harper & Row, 1987.（ポール・R. グレゴリー、ロバート・C・スチュアート著、吉田靖彦訳『ソ連経済』、教育社、1987年）Chap. 11（第11章）参照。

する、たえざる工夫を通じて、利潤の増大を図ってきた。そして品質の改善を含め、技術革新の努力を払ってきた。60年代の貿易自由化に続いて70年代には、先進国において資本の自由化が進み、資本や技術が各国を移動することを通じて、技術革新が促進された。資本主義のダイナミックな発展は、シュムペーターが示した技術革新によってなされ、それを促進したのは、基本的には、自由な市場経済体制であった。⁽¹⁰⁾

技術革新の誘因の弱さによって、社会主義諸国の停滞がもたらされた以上、発展のためには、必然的に、市場経済の導入という方向での体制改革がなされなければならない。その改革は、ミクロ面では企業を独立した経営体とすることであり、マクロ面では直接的統制を廃止ないし縮小して市場価格機構と間接的に経済を管理する政策手段を導入するところにある。

「独立した」経営体という意味は、経営面の意思決定——人事、製品構成、価格設定、販売、仕入、財務、雇用、利益処分、投資計画など——を上部機関の指示によらず企業自体の経営陣によってなしうるという意味である。独立した企業の行動原理は利潤最大化である。したがって、経営責任制の実施とともに、利潤をすべて国家に納めていた利潤上納制を廃止し、利潤動機に基づいてその企業が行動しうる体制を作らねばならない。

従って同時に、国民経済管理体制全体の改革が必要となる。企業に販売価格設定の自主権を与えるだけでは決して充分ではない。原材料価格のほか、賃金、利子、地代、パテント料、その他あらゆる価格がそれぞれの生産要素の限界生産性を反映した形で合理的に設定されていなくてはならない。そうしなければ、企業が利潤をメルクマールとして行動した場合に、国民経済全体が望ましい形の発展をとげることができなくなる。ここに、価格改革の重要性がある。だが、実際問題として、利用できる生産財や資源がきわめて稀少な国では、重要物資については配給制度を維持しなくてはならず、企業に対しそれをどのような形でどれだけ配分するかを政策当局者が判断することになる。しかしその場合でも、経営効率の良い企業を選定してそこに優先配分すべきであって、国营企業のみを優先することがあってはならない。

以上のような体制改革によって、企業の利潤に市場動向が反映されるようになった時、技術革新への自発的な動機が生ずる。その一環として、近代的技術が生産過程に適用されるのである。

ここで、中国経済近代化の視点にもどろう。中国のような、発展途上国であり、しかも社会主義体制にある国にとっては、この体制の下での経済近代化を図ることが急務の課題である。意識的近代化の局面では、政府が中心となってインフラストラクチュアや基礎的工業を建設することが重要であり、そのために、プラント輸入やパテント購入などの形で、技術導入が図られる。しかしそれを、再度の経験的近代化につなげるためには、無数の人々の創意工夫が必要である。毛沢東思想や愛国心を鼓舞するといった精神的刺激には忍耐の限界がある以上、個人企業を含めた企業の利潤最大化という物質的刺激が、その工夫を生む誘因となる。発展途上国である社会主義諸国においては、

注(10) J. A. Schumpeter, *Capitalism, Socialism and Democracy*, 3rd ed., 1950. (J. A. シュムペーター著, 中山伊知郎, 東畑精一訳『資本主義・社会主義・民主主義』上・中・下巻, 1951-52年) 第2部参照。

初期には政府が大きな影響力を持っている。しかしそれから進んで自律的成長をもたらすためには、無数の技術革新が不可欠であり、その意欲を生むような体制への改革が必然的に要求されるのである。そしてその方向は、第3の指令経済体制モデルから第2の市場社会主義に進むことに留まらない。第2のモデルは企業の自主性の不十分さにより技術革新を生じにくいという欠陥から、やがては第1の純粋市場経済モデルを基本とし、必要に応じて政府が介入する体制が追求されることになる。

ところで、中国を含めた社会主義諸国が、体制改革を行なう場合、ほとんどの場合、対外開放政策が対になっている。これはなぜであろうか。

第一に、近代的科学思想と技術が主として欧米で発達し、かつ生産過程に適用された事実を考えると、西欧との接触および自国のある程度の西欧化が近代化のために必要なのである。近代化は、各国の歴史過程に生ずる現象であり、独自性をもっているとはいえ、各国はその自然的・社会的条件を充分考慮しつつも、なお一定の西欧化を行わなければならない。技術はそれを運用する制度と不可分であり、また一国全体の経済体制とも関連を持つからである。さらに、制度のみならず、制度を支える思想も理解しなくては、技術開発はおろか、導入した技術の定着すら望めない場合もあるのである。

第二に、第2次大戦後の社会主義諸国の技術水準の立ち遅れを是正するためには、技術格差を埋めるための手近かな方法として、先進国のプラント輸入やパテント購入がある。また、経営技術や資金まで含めた技術導入として、直接投資の導入がある。直接投資は一般に外国の民間企業によってなされるものであるため、受入国である社会主義諸国では、企業法や税法に加えて、外貨送金を規定した法律や特許権を保護する特許法などの制定・整備をしなくてはならない。対外開放もまた技術革新を招くものであり、ここに、対外開放と体制改革の必然的な関連がみられる。

以上、1、2節の経済近代化と体制改革・対外開放政策との関連を念頭に置いた上で、中国の経済近代化の目標と体制改革の構想について考えよう。

3. 政策目標としての中国の経済近代化

R. F. ドーアは、開発途上国の近代化過程を研究するにあたって、

- 「1. 近代化過程の目標を、実際に自国を近代化しようとしている低開発諸国の指導者が立てている諸目標の中から取り出して想定すること。
2. そういう目標を達成するために現実の状態をどう適応すべきかというふうに問題を設定すること。
3. かかる問題を解明する方法として、各国の歴史にあらわれた類似した状態との比較から一つ一つ理論的一般法則をひき出してそれを体系的に積みあげていくこと。」

⁽¹¹⁾を提唱した。本節でこの第1点に触れ、次節で、第2点について検討する。

さて、「目標としての経済近代化」は、すでに1964年12月、周恩来首相が行なった政府活動報告に示されている。すなわち、翌65年1月、周報告を承認した第3期全国人民代表大会第一回会議において、「あまり長くない歴史的時期にわが国を現代的農業、現代的工業、現代的国防、現代的科学技術をもつ偉大で強大な社会主義国にきずきあげるため奮闘しよう」という決議がなされた。政策目標として、初めて「四つの現代化」が打ち出されたのである。実現の時期としては、第一段階の15年間で「独立した比較的整った工業体系と国民経済体系をうち立てる」こと、第二段階は今世紀内に、「農業、工業、国防、科学技術の近代化を全面的に実現して、わが国の国民経済を世界の前列に立たせる」というものであった。

この構想は、文化大革命の混乱のために実施に移されないまま年月が流れた。そして10年後、張春橋・姚文元などの極左路線がなお力を保持していたなかにおいて、周恩来は病をおして第4期全国人民代表大会に出席し、1975年1月、「政府活動報告」において次のように述べた。「内外の情勢からみて今後の10年は先に述べた二段階の構想を実現するうえでカギとなる10年である。この期間にわれわれは独立した比較的整った工業体系と国民経済体系をうち立てなければならないばかりでなく、また第二段階の構想の雄大な目標の実現をめざして前進しなければならない。」このようにして、政策目標としての「四つの近代化」が再び掲げられた。

これを受けて同年3月、鄧小平副首相は、「四つの現代化」の実現を「大局」とよび、これを重視するように呼びかけた。

しかし、「四つの現代化」が政策目標として定着したのは、1976年10月、「四人組（江青、王洪文、張春橋、姚文元）」の失脚以後、1977年8月開催の党第11回全国代表大会で採択された党規約に、それが明記されてからのことである。ただし、毛沢東の死去直後党主席となった華国鋒と、77年7月党副主席として復活した鄧小平とは、近代化という目標を実現する際の政策手段の選択に関して、明らかに差異がある。

「四人組粉碎」後、華国鋒は、「毛主席の社会主義工業経営路線を堅持」し、工業と国民経済全体を急テンポで発展させるという決意を表明した。高成長を達成する政策手段としては、労働者の政治意識を高めることによる勤労意欲の増大によるのであって、報酬増大といった物質的刺激は考慮していない。むしろ、所有形態について全人民的所有制の強化をうたっている。これは、精神主義にのみ基づいた第1節の第3のモデルによる近代化の試みそのものであり、経済体制改革の萌芽すら見出せない。

これに対し、党11期第3回中央委員会総会で示された政策路線を鄧路線とよぶならば、実はすでに、1978年2月、第5期全国人民代表大会第1回会議において、自留地の容認や農産物価格の引上げ、国営企業の従業員に報奨金を与えるなどの物質的奨励を加味した賃金制度の改革など、華政

注(11) R. P. ドーア「日本近代化の再検討」、武田清子編『比較近代化論』、未来社、1970年。また、本節については、拙稿「中国経済近代化論序説」、『三田商学研究』第24巻6号、1982年を参照。

(12) 「中国共産党第11期中央委員会第3回総会の公報」（1978年12月22日採択）、中国研究所編『新中国年鑑（1979年版）』大修館書店、215-220頁参照。

権下においても鄧路線がみられる。第11期3中全会の路線は、その頃からすでに始まっていたのであり、78年は、両路線の交代期にあったといえよう。

ところで経済近代化は、政策目標として現在に至るまで一貫して続いている。しかしこの間、到達目標については、かなりの変化があった。

1979年鄧小平は、今世紀末までに中国人民の一人あたり年間平均収入を1,000米ドルにすることであると語った。1984年にはこれを修正して、「今世紀末までに四倍化を達成し、国民総生産額を一人あたり800ドルに引き上げ、人民の生活をまずまずの水準にまで高める」としている。そのときの人口は、12億、したがって、2,000年における国民総生産は1兆ドルになるとい⁽¹³⁾う。

鄧小平は、「この土台(1兆ドル)をふまえて、さらに30年から50年発展させ、ぜひとも世界の先進諸国の水準に近づこうというのである」とそれ以降の到達目標を示している。こうして、周恩来が当初今世紀末に置いた「わが国の国民経済を世界の前列に立たせる」という時期は、21世紀の後半にまで先送りされることになった。

それが後述する中国共産党第13回全国代表大会における趙紫陽報告では、「来世紀の中葉までに一人あたりの国民所得額を中進国の水準に引きあげて、人民の生活をわりあい豊かにし、現代化を基本的に達成する」というように、さらに緩やかな目標になっている。⁽¹⁴⁾

鄧小平は、近代化の政策目標を示すと同時に、「党の11期3中総いらい、われわれは対内的には経済の活性化、対外的には経済の開放という政策を確定した。この目標の達成は、この政策がなければ不可能である」と述べてい⁽¹⁵⁾る。そこで、最後に中国の経済体制改革構想の評価を、近代化という目標を達成するために適切であるかという視点からおこなおう。

4. 中国の体制改革構想とその評価

「四つの現代化」という形で周恩来が掲げた中国経済近代化の目標を、鄧小平が、党第11期3中全会の路線にしたがって追求してきた。本節では、目標の達成と現実の適応の斉合性を、個々の政策についてではなく、体制改革構想が、近代化実現という目標と斉合的であるかを検討したい。

1974年12月、鄧小平は重病の周恩来首相に代わって国務院の日常業務を主宰することになった。この時点で鄧小平は周恩来の後継者であり、「四つの現代化」の実現という目標も彼は受けつぎ、1975年中、いくつかの指示や方針を打ち出した。その一つ、「工業の発展に関するいくつかの意見」に、彼の方針がよく示されている。

その方針とは、(1)農業を基礎とし、農業に奉仕する思想を確立すること。(2)新しい技術、新しい

注(13) 鄧小平「四つの現代化達成の壮大な目標と根本政策」(1984年10月6日)、『現代中国の基本問題について』、外文出版社、1987年、121-129頁。

(14) 『中国共産党第13回全国代表大会文献集』、外文出版社、1988年所収。

(15) 鄧小平「前掲文献」p.123。なお、同様な趣旨を次の文献でより詳しく語っている。鄧小平「中央顧問委員会第三回総会における講話」(1984年10月22日)、鄧小平『前掲書』、131-149頁。

設備を導入し、輸出入を拡大すること。(3)企業の科学研究を強めること。(4)企業の管理秩序を整頓すること。(5)製品の品質向上に取り組むこと。(6)規程・制度を復活させ、健全化すること。そのために責任制を確立すること。(7)労働に応じて分配する原則を堅持すること。などである。⁽¹⁶⁾

これらは、1976年4月に鄧小平が再失脚した際には、ブルジョワ階級の思想として非難の的になったものであるが、党11期3中全会（78年12月）の路線に、すべて生かされている。特に近代化の視点から注目すべきことは、鄧小平が科学技術をきわめて重視している点である。例えば、上の第1項の農業については、「農業の現代化とは、単なる機械化ではなく、科学技術の応用、発展なども含むものである」と述べている。単なる物の購入のみならず、生産過程に、近代的科学技術を適用することは、S.クズネツのいう近代的経済成長のための第1の条件を満たすことになる。中国経済近代化を実現するための必要条件を、鄧小平は正しく認識していた。しかし、それを実現するためには、農民の自発性を喚起しなくてはならないし、技術者の待遇も改善しなくてはならない。経済の管理体制自体を変えていかねばならないのである。

鄧小平はどのような政治的な段階を経て経済近代化政策の実施を可能にしたのだろうか。その軌跡を決議を通じて考察しよう。

中国の経済体制改革に関して、最も重要な決議を3つあげるならば、1978年12月「中国共産党第11期3中全会における決議」、1984年10月党第12期3中全会における「経済改革に関する中共中央の決定」、1987年11月「党13回全国代表大会の第12期中央委員会報告にかんする決議」⁽¹⁷⁾であろう。

第一の決議は、経済建設を党の主要目標であると明確に定め、その建設にあたって、価値法則を重視し労働に応じた分配を実施するといった路線（本稿で「鄧小平路線」とよぶもの）を確定させたものであった。

第二の決議は、商品経済（市場経済と同義語と解される）を容認したものである。すなわち、商品経済を計画経済と対立させた従来の通念を否定し、社会主義計画経済とは「共有制をふまえた計画的な商品経済である」と定義している。これによって、あくまで市場を主体とし、经济管理は、財政・金融政策によって間接的におこなっていくという方向への改革が、正統性をもつことになったのである。

またこのとき、同時に、企業を行政機構から切りはなす方向が一層明確化された。企業は、国の計画と管理にしたがうという前提のもとで、「相対的に独立した経済実体となり、自己改造と自己発展の能力をもち、一定の権利と義務をもつ法人になるようにする」と明言されている。企業自主権は1979年7月に、國務院が国営企業の企業管理体制の改革に関する文書を下達して以来、利潤留保にはじまり徐々に拡大してきたが、この決議により企業長責任制は一層拡大された。そしてこの

注(16) 「工業の発展に関するいくつかの意見(1927年8月18日)」、『鄧小平文選(1975年—1982年)』、外文出版社、1984年、45-49頁参照。

(17) これら諸決議が中国の体制改革にもつ意義、および、実際の改革についての記述は、拙稿「中国の体制改革と日中経済関係」、矢内原勝・深海博明・大道広編著『世界経済のニュー・フロンティア』、文眞堂、1988年、第9章参照。

文言の趣旨は、「全人民所有制企業法」(1988年8月施行)に生かされている。企業が独立した意思決定単位であることは市場機構にとって不可欠の前提であり、この決議はその点からも合理性をもつものであった。

第三の決議は同大会における趙紫陽報告を承認したものであり、中国のおかれている歴史段階を、⁽¹⁸⁾「社会主義の初級段階」と定め、商品経済の発達を現代中国の優先課題としたところに特徴がある。この決議によって所有制や搾取のようなマルクス理論に抵触する問題の理論的解決は棚上げにされ、私有企業を積極的に発達させることも認められるようになった。第11期3中全会の路線にしたがって、すでに1981年7月、国務院は多様な経営方式の存在意義を認め、小型の手工業、小売商業、飲食業、サービス業、修繕業、自動車を使用しない運輸業、家屋修繕業などについて、「个体経済」を許していた。その経営は、個人または家族によることを原則とし、必要時には最大限7人までの雇用が認められていた。⁽¹⁹⁾余り多くの人々を雇うと、マルクス理論の「搾取」の問題が生ずるからである。このため、経営が成功し規模を拡大しようとしても法令上の制約があり、経済発展が抑えられてしまっていた。ところが、現在は「初級段階」であり商品経済の発達を優先すると決議されたことにより、「搾取」も現状では黙認されることになり、私営企業は採用人員数の制限なしに、必要な労働を雇用できるようになったのである。

企業が独立に意思決定をする時、経済的合理性にかなった決定を下すためには、財および生産要素の市場が整備され、価格が需給を反映したものでなくてはならない。本決議では、「社会主義の市場体系には、消費財や生産財の商品市場が含まれるだけでなく、資金、労務、技術、情報、不動産など生産要素の市場も含まれるべきである」とされている。その理由として、「商品市場だけでは、市場メカニズムの役割を十分に発揮することはできない」ことをあげている。1984年の「決定」では、不動産市場への市場原理導入は認められていなかった。本決議が完全に実施される時、中国は市場原理を基本とする経済体制に移行することになる。

決議はさらに、「社会主義の市場体系はまた、競争のある市場、開放された市場でなくてはならない。独占的な市場または分割された市場では、商品生産者の効率の向上を促すことができず、閉鎖された市場では、国内の合理的分業の発展や国際貿易の促進に不利である」としている。競争や分業、価格機構に対する正しい理解に基づいて改革の方向が指し示されている。

このように、1978年12月の党11期3中全会で、萌芽した「市場社会主義モデル」は、1984年10月の「決定」で「商品経済」が認められたことにより、生産手段の私有、生産要素に関する市場形成という、かなり「純粹市場経済」に近いものへの改革が可能となった。そして、1987年11月のこの決議は、土地の所有は認めないが使用权についての権利や価格形成にまでふみこんでおり、資本主義国のなかで政府部門の役割が大きい国の市場経済と変わらない体制への改革がなされることにな

注(18) 『中国共産党第13回全国代表大会文献集』, 外文出版社, 1988年。決議に関する以下の引用は、本文献による。

(19) 「国務院関于城鎮非農業个体経済若干政策性規定(1981年7月7日發布)」, 『私営和个体経済実用法規大全』, 人民出版社, 1988年, 61-64頁。

ったのである。その後、1988年4月第7期全国人民代表大会第1回会議において憲法が改正され、土地使用権の譲渡（第10条4項）、私営経済容認（第11条3項）の条項が盛りこまれた。この方向への改革が進むならば、利潤追求と資源の最適配分が両立しうるだけでなく、動態的側面を考えれば、創業者の得る一種の独占利潤を求めて、技術革新が推進されることになる。最適技術の選択ならびに技術革新によって、生産過程その他への近代技術の適用が促進され、中国の近代化は一層進展するにちがいない。その時は、技術導入のみならず、独自の技術開発をする誘因も生じよう。しかし、実際の改革には、長い時間を要する。また、中国のように都市、沿海地域のような先進地区と、内陸農村との格差が大きいところでは、一律に市場経済モデルを実施することはできない。特に内陸部のように共同体内で「慣習経済」が支配的な地域では、まず局地的市場の形成からはじめなくてはならない。この点、本決議は次のような適切な考え方に立っている。

中国は、「経済のわりあい発達した一部の地区が、広大な未発達地区および貧困地区と併存している。……商品経済と国内市場が未発達で、自然経済と半自然経済がかなりの比重を占めている」。その実状を無視して、「生産力の発展を制約する多くのものが、『社会主義の原則』として頑固に守られてきた。また、社会主義の条件のもとで生産力の発展と生産の商品化、社会化、近代化に役だつ多くのものが、『資本主義の復活』として攻撃されてきた。これによって生み出された、あまりにも画一的な所有制構造と硬直した経済体制、また、この体制と結びつく、あまりにも権力の集中しすぎた政治体制、この二つが生産力と社会主義商品経済の発達をはなはだしく制約してきたのである」。

社会主義の初級段階は、1950年代に生産手段私有制の社会主義的改造を基本的に達成してから、将来、社会主義現代化を達成するまでの期間であり、少くとも100年を要するとしている。この間の主要な矛盾は「商品経済を大いに発展させ、労働生産性を高め、工業、農業、国防、科学技術の現代化を逐次実現しなければならず、そのためには、生産関係と上部構造のなかの、生産力の発展に照応しない部分を改革しなければならない」のである。要するに近代化を達成するまでの段階を初級段階とよんでいるのであり、農村の近代化を含めて近代化をとらえている点、正しい考え方であるといえよう。

中国全体が一律に発展できないならば、各地域の状況にあわせた発展政策をはからねばならない。この考え方は、すでに、第7次5ヶ年計画（1985—90年）に含まれていたが、東部沿海、中部、西部と大きくわけ、合理的な地域的分業と地域経済構造を形成することである。このように、「分業」という観点が、経済発展と結びつけて考えられるようになったことは、中国にとって画期的なことであり、資源の効率的な配分の面からも、合理的なことである。⁽²⁰⁾

対外開放政策については別稿にゆずるが、⁽²¹⁾外資導入、輸出拡大によって得た国際分業の利益の波

注（20） 拙稿『分業』の視点から見た中国第7次5ヶ年計画、『三田商学研究』30巻1号、1987年参照。

（21） 拙稿「中国の対外開放政策と東南アジア貿易」、松本三郎、川本邦衛編著『東南アジアにおける中国のイメージと影響力』大修館書店、1991年、所収。

及について、「『経済特別区—沿海開放都市—沿海経済開放区—内陸部』という、すでに初歩的に形成されて、逐次展開されつつある開放のワク組みについては、ひきつづき定着、発展させねばならない」としている。この輸出を通じての発展が成功するためには、貿易価格が国内のコストを反映したものであり、輸出拡大と産業構造の転換が結びつかなくてはならない。この点からも、価格改革を含む経済体制改革の成功が前提となる。また内陸部の波及においては、流通機構および運輸システムの改善が重要である。このことも、あわせて実施していかねばならない。

しかし総じて、中国の体制改革構想は近代化実現にとって合理的であると評価されよう。

結 び

以上述べたように、中国は1949年の建国以来、毛沢東の指導のもとで、基本的には、指令経済体制（第1節における第3のモデル）の確立をめざし、そのなかで、経済発展をめざしてきた。周恩来が1975年に「四つの現代化」の再提唱をおこなった以降でも、76年4月鄧小平が一時失脚し華国鋒によって指導されていた時期は、第3のモデルによる近代化が図られていた。1977年の鄧小平復活後、徐々に「市場社会主義モデル」への移行が図られ、1978年12月、党第11期3中全会によって、その路線が確定した。1984年第12期全人代3中全会では、社会主義経済を「計画的商品経済」と定義することによって、かなり規制が緩い市場社会主義モデルへの移行が可能となった。すなわち、小規模生産者（「個体企業」）は生産手段を私有してよく、また、労働、資金などについて、市場から直接調達する道も開かれたのである。

1987年11月、党13回全国代表大会の「決議」は、私営企業の存在を公認するなど、その理念をつきつめていけば、「純粹市場モデル」を基本とするような内容を含んでいた。理念通り改革がおこなわれれば、政府の役割は、資本主義国における役割と経済管理面では異ならないものになる。しかし、次の諸点に留意する必要がある。それらを指摘して結びとしたい。

第1は、国がなお価格設定に大きな影響を及ぼす余地が残されている。したがって、国の関与が大きすぎる場合には、市場の需給から離れた価格になり資源の合理的配分が妨げられはしないかという恐れがある点である。本決議において新しい経済運行メカニズムは、「総体的にみれば『国が市場を調節し、市場が企業を誘導する』というメカニズムでなくてはならない」としている。企業自主権の付与は、「市場が企業を誘導する」ことを可能にする。しかし、「国が市場を調節する」範囲および程度が問題となろう。本決議では、「指令的計画の範囲を次第に縮小していくべき」という方向を打ち出しながらも、「国は経済的手段、法的手段と必要な行政手段を利用して、市場の需給を調節する」としている。これらは資本主義諸国でも、自由放任政策をとらない限りどの国でも採用している政策手段であるが、その範囲や程度が問題である。本決議は、一方で私営企業をみとめながらも、社会主義商品経済と資本主義経済との本質的区別を、「所有制の土台が異なるという点にある」としている。その上で、「公有制の土台のうえにうち立てられた社会主義商品経済は、全

社会において国民経済のバランスのとれた発展を意識的に維持するための可能性を提供している」というように「公有制」を積極的にいまなお肯定している。この面が強調されすぎると、経済改革が停滞することになりかねないのである。

第2は、党の基本路線を「一つの中心」、「二つの基本点」の堅持にしている点である。「一つの中心」とは、マルクス主義や毛沢東思想、共産党の指導的役割などを堅持する「四つの基本原則」の堅持であり、「二つの基本点」とは、「改革・対外開放」の堅持である。本決議では、「生産力の発展に有利なものはすべて、人民の根本的利益に適合するものであり、したがって社会主義が求めるものである」と改革を経済合理性に合う方向へ自由に進めるように定めている。ところが、一方で「四つの基本原則」という枠があり、政治情勢や指導者の思想如何では、この枠がせばまる可能性が大いにある。

事実、いわゆる「天安門事件」（1989年6月）以降、指導者達の方針がバランス重視に傾くあまり、改革は停滞している。趙紫陽によって提唱された「沿海地区発展戦略」（1988年1月）も、本年（1990年）、輸出は好調だったものの経済引締め政策による郷鎮企業の倒産、外資流入の停滞などによって、目立った進展がない。過去、1984年、88年と、体制改革が進んだ時に、直接投資を含む外資もまた大量に中国に流入している。この事実からみて、体制改革を進展させ市場機構が円滑に機能させるようにすることこそ、対外開放を実効あらしめ、技術革新を促進し、ひいては経済近代化を実現するための正しい方策であるといえよう。第13期7中全会（1990年12月）およびそれに続いて策定される予定の第8次5ヶ年計画が、1989年10月の「決議」を実現する方向にあることが、望まれる所以である。

なお本稿では、一国の経済体制と技術革新の関連に重点を置いたため、経済体制の基層部における企業の役割を重視した。ところが中国の大部分を占める農村部では、その基層部に農村共同体があり、その内部では慣習経済が支配している。かつて社会主義国は、指令計画経済を貫徹するために、新たな農村組織を作るという形で古い慣習経済を破壊しようとした。ソ連の農業集団化（1929年）や、最近ではルーマニアの「農村改造計画」（1988年）がそれである。これは慣習経済を崩すという点で、意識的近代化であり、中国もまた、人民公社を結成した（1958年）。

しかし中国では、すでに政治組織としての人民公社は解体され、各戸請負制も実施されている。人民公社の25年の歴史にもかかわらず、中国で農村共同体がなお残在していることが、逆説的ではあるがソ連と較べて、市増経済移行に関して有利に作用しうるのではなからうか。各戸請負制の下で各農家を、また農村部に発達してきた郷鎮企業を、村や町が、どのような形で新しい共同体として再編していくかが、今後の体制改革の最重要課題であると言えよう。

（商学部教授）

※矢内原先生からは、研究・教育上、数多くの御指導を戴いた。御退任にあたり、心より御礼申し上げます。